事前資料3

令和８年度第４回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和８年９月 24 日(木) 午後１時 30 分 ～ 午後２時 40 分
場所	もくせい会館３階　301・302 会議室
出席者	田中 愛誠（会長)、吉野 通正、渡邉 彩、白石 良、板垣 和生、大河内 公夫、柿崎 ひとみ、佐藤 真史、杉本 芳江、小川 肇、佐々木 克治、三井田 章、大戸 規彰、川口 貴枝、萬沢 明（副会長)、小川 惠子、濵中 供子、半澤 比呂美、宮﨑 昭夫
事務局	田村福祉保健部長、井上社会福祉課長、矢ヶ崎障害福祉課長、神田介護福祉課長、大川福祉保健部主幹、金子福祉総務係長、有沼福祉総務係主査、石川福祉総務係主査、大久保福祉総務係主事、菱沼障害福祉係長、三田相談支援係長、佐野相談支援係主査、小村高齢者支援係長、村社高齢者支援係主査、今瀬高齢者支援係主査、澤井介護保険係長、木村介護保険係主査

［事前配布資料］

・事前資料１　福生市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画（素案）

・事前資料２　令和８年度第３回福生市地域福祉推進委員会会議要録

［当日配布資料］

・資料１　福生市高齢者福祉計画・福生市介護保険事業計画（第 10 期）素案

１　開会

事務局：　定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第４回福生市地域福祉推進委員会を開会します。本日は大変お忙しい中、当委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。申し遅れましたが、私は福祉保健部長の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、野村委員、田村委員、波多野委員が御都合により御欠席される旨、事前に御連絡いただいております。

２　会長挨拶

～会長から挨拶～

３　議題

（１）　福生市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画の素案について

会　長：　議題（１）について、事務局より説明をお願いします。

事務局：　福生市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画の素案について、御説明いたします。

恐れ入りますが、事前資料１をお願いいたします。

前回、８月４日開催の「第３回地域福祉推進委員会」において、令和９年度から 11 年度までの３年間の次期障害者計画等の骨子案について御説明いたしましたが、今回は、計

画の素案について御説明いたします。

なお、本日お示しいたしますのは、計画（素案）でありますことから、今後、適宜修正や変更の可能性がございますことを予め御了承いただきたいと存じます。

全ページ数が 118 ページにも及びますので、時間も限られておりますことから、要点を絞って御説明いたします。

それでは、事前資料１の４ページをお願いいたします。

３「計画の位置付け」（１）「計画の性格」でございます。

本計画は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の３計画を一体的に策定したもので、福生市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であると同時に、市民、関係機関、団体、事業者、市が活動を行う際の指針となるもので、計画期間は、令和９年度から 11 年度までの３年間となります。

また、「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者福祉施策を円滑に実施するため、方向性を踏まえたサービス量等の目標設定を行い、達成に向けた方策を定める計画となります。

続きまして、（２）「根拠法令」でございます。

障害者計画につきましては「障害者基本法」が、障害福祉計画につきましては「障害者総合支援法」が、障害児福祉計画につきましては「児童福祉法」が、それぞれ根拠法となります。

また、ベースに、令和５年度から９年度までの国の「（第５次）障害者基本計画」があり、東京都の「障害者・障害児施策推進計画」も踏まえて、福生市の障害者計画が策定されている形となります。

恐れ入りますが、９ページをお願いします。９ページから 67 ページまでは、第２章「障害のある人をめぐる現状と課題」でございます。

前段は障害者数の推移を、17 ページからは、第７期の計画期間、並びに令和６年度及び７年度の計画に対する実績を、36 ページからは、令和７年度に実施した障害者生活実態調査の結果を、63 ページからは、第７期の計画期間における実績を踏まえた上での現状と課題を掲載しております。

それでは、９ページを御覧ください。９ページ中段には、令和２年度から令和７年度までの間の障害者数の推移を、下段に記載のグラフは、同期間における障害者数の推移をグラフ化したものです。

グラフの推移ですが、△の印で表示の「身体障害者手帳所持者数」は、微減となっております。

□の印で表示の「愛の手帳所持者数」は、令和２年度の 449 人に対して令和７年度は 524 人と、75 人増加しておりまして、増加率は 16.7％となっております。

また、◇の印で表示の「精神障害者保健福祉手帳所持者数」は、令和２年度 541 人に対して令和７年度は 846 人と、305 人、56.3％増加しており、令和５年度の現行計画策定時に引き続き、大きく増加の傾向にございます。

12 ページをお願いします。（４）「精神障害者」は、令和７年度末で 846 人となっておりますが、特徴的なのは、18 歳から 64 歳までの方が 715 人で、全体の 84.5％を占めてい

る点です。

障害福祉課の窓口におきましても、自立支援医療の精神通院に係る申請等で、比較的若い年齢層の方が来庁される傾向が見られます。

17 ページをお願いします。17 ページから 18 ページには、訪問系サービスの令和８年度までの計画のうち、令和６年度及び７年度の計画値に対する実績値を掲載しております。

訪問系サービスでは、「重度訪問介護」、「行動援護」の実績値が計画値を上回っており、特に重度訪問介護は、月の利用時間が大幅に増えていることから、非常にニーズのあるサービスであることがわかります。

19 ページをお願いします。日中活動系サービスでは、自立訓練、就労選択支援を除く各サービスの実績値が計画値を大きく上回っており、日中活動系サービス全体のニーズの高さが伺えます。

22 ページをお願いします。居住系サービスでは、「共同生活援助」、いわゆる“グループホーム“につきましては、障害支援区分４以上の重度障害者の利用者数が、計画値を大きく上回っております。

33 ページをお願いします。（３）「障害児通所支援サービス」のうち、①「児童発達支援のサービス」は、未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービスでございますが、利用者数、利用日数ともに実績値は計画値を大きく上回っており、ニーズの高さが伺えます。

34 ページをお願いします。②「放課後等デイサービス」は、対象が就学児童でございまして、学校に通学している障害児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、生活力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。こちらも児童発達支援同様に、利用者数の実績値は計画値を大きく上回っております。

63 ページをお願いいたします。63 ページからは、「障害のある人を取り巻く現状及び課題」について掲載しております。

①「相談体制・情報提供の充実」では、「障害者自立支援センターすてっぷ」や「精神障害者地域活動支援センターハッピーウイング」など、障害者が相談しやすい体制の充実や、障害の特性に応じた情報提供などに努めておりますが、障害者生活実態調査結果においても、市への期待も含めて、相談支援に関するニーズは非常に高い実態が浮彫りとなっております。

66 ページをお願いします。④「就労の支援・促進」につきましては、障害者の雇用を促進するべく、ハローワーク等と連携して企業・事業主等の障害者雇用への理解を深めるとともに、「障害者就業・生活支援センターけるん」と協働し、就労面と生活面の支援を一体的に行うなど、就労支援を進めてまいりました。

また、令和７年 10 月から始まりました「就労選択支援」につきましても、市内に１事業所が開設するなど、少しずつですが、支援環境が整いつつあります。

43 ページにも調査結果を掲載しておりますが、障害者生活実態調査によると、「就労継続のために必要だと思う支援」について、「企業の障害（疾病）理解の促進」が 46.4％と最も高く、次いで「専門機関による定期的な面談や必要時の相談体制」が高くなっていま

す。また、52 ページにございます、「今後、市に期待すること」として、精神障害者で「就労支援の充実」が高くなっております。一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

67 ページをお願いします。④「地域移行・地域定着の支援と促進」につきましては、地域への移行や定着に向けた更なる支援の充実が課題です。また、ヤングケアラーを含む家族の負担や孤立への対応も重要で、地域全体で障害のある人を支える体制の整備が求められております。

特に、精神障害者の地域移行を進めていくためには、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるよう、居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要です。

そして、地域移行の受け皿の課題として、地域生活支援拠点の更なる充実や、精神障害者を対象としたグループホームの充実、精神障害者にも対応した包括ケアシステムによる支援など、現行計画に引き続き、次期計画におきましても課題としております。

68 ページからは第３章となっておりまして、計画の基本理念を、また、以降のページに基本目標、計画の展開を掲載しております。

71 ページからは、第４章として「基本計画」を掲載しており、主な施策と内容、所管課を掲載しております。

なお、内容や所管課につきましては、未だ一部調整中の部分もございます。引き続き調整を進め、適宜修正をしてまいりますことを御了承いただきたく存じます。

88 ページをお願いいたします。ここで１点お詫びと訂正がございます。見出しに第５章「令和９年度の将来像」とございますが、正しくは次期計画最終年度となる「令和 11 年度の将来像」となります。大変失礼いたしました。お手数をおかけして誠に恐縮ですが、資料の訂正をお願いいたします。

改めまして、88 ページからは、次期計画における将来像を定めており、国の基本指針に即し、東京都の基本的な考え方を踏まえ、障害者の地域における日常生活及び社会生活を支援するための、サービス基盤整備等に係る成果目標を掲載しております。

福祉施設の入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等、国からそれぞれの項目について目標値が示されており、その割合で市の数値目標を出したものが右側の数値となります。

国指針におきまして、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」として、「心のサポーター数を令和 15 年度末までに 100 万人とする」とございますことから、「心のサポーター養成研修」の実施回数を新たに活動指標として追加をいたしました。

また、相談支援体制の充実・強化等につきましては、「令和 11 年度までに、望まないセルフプランの件数をゼロとする」とございますことから、国の指針に準じ、新たに目標値を設定いたしました。

96 ページからは、障害福祉サービスの提供見込となります。今期の推移から、令和９年度以降の数値見込をお示ししております。

現在は、国指針に従い、令和５年から令和７年の伸び率平均を用いて推計をしており

ますが、市の人口規模や障害者数も勘案しつつ、特に直近で急激な伸びのあったサービスにつきましては、今後の見込量の個別検討、調整を行ってまいります。

冒頭お伝えしましたとおり、今後も地域福祉推進委員会の諮問答申を踏まえると共に、適宜修正等を行ってまいりますので、あくまで現段階での計画（素案）として、参考資料として御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

会　長：　御意見等はありますか。

委　員：　９ページ、中央の表の下に「資料：●●●（各年度末現在)」とありますが、この●には何が入る予定でしょうか？

事務局：　こちらの●につきましては、入るとしたら「事務報告書」になりますが、資料の出典を明記するかどうか、現在調整中でございます。

会　長：　78 ページに、「子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり」ということで、保育施設への障害児の受け入れ、学童クラブでの障害児の受け入れ、並びに医療的ケア児に対する支援等について記載がありますが、これらについては、本計画ではなく、子ども・子育て支援法に基づく事業計画、並びに福生市こども計画の方に整理をされるという理解でよろしいでしょうか？

事務局：　福生市こども計画との整合性に関しては現在内部調整を行っております。

会　長：　どちらにも載らないということがなければよろしいと思います。

その他、御意見等はありますか。

委　員：　32 ページ、概括の最下部に「重度身体障害者（児）入浴サービス事業」等について、「令和６年度及び令和７年度ともに利用実績が０となっています。」と記載がございますが、福生市はすごく手厚く様々な制度を作っており、小さなニーズに対してもきちんと前向きに取り組んでくれていることが、こちらの文言からよくわかりました。

利用実績が０でも、ニーズがあったときに対応できるような体制作りがされていることを誇らしく思います。

事務局：　前回の委員会でも指標の評価方法について御指摘がありましたが、「制度を準備していたが実施されなかったもの」の評価が C 評価になることに違和感を覚えるという御意見について、私たちも同じように感じており、「現在実施数が０であっても、そのサービスがすなわち不要なわけではない」という理解のもとに計画を策定し、施策につきましても、今後も継続して設定してまいりますので、御安心いただければと存じます。

以上でございます。

会　長：　その他、御意見等はありますか。

委　員：　この計画は、「計画」という考えで、「分析」という考えではないと思うのですが、60 ページの（３）－２「サービスについて」に関して、比較的回答割合が高い回答として、「新規利用者を受け入れる余裕がなかった（職員体制など)」、「事業所では対応できない困難なケースだった」とありますが、このデータに関して、今後対応していく計画的なものや、付け加えるような御意見があれば、伺いたいです。

事務局：　こちらに関しましてはあくまでも計画でございますが、計画を策定するにあたり、過去の実績や、昨年実施いたしました障害者（児）の生活実態調査などを踏まえ、現状を分

析し、次期計画の策定に至っております。

60 ページの内容でございますが、こちらは昨年度の生活実態調査の一環で新たに実施いたしました、事業所へのアンケート調査の結果でございます。

そのため回答数が 23 件と少ない状況ではございますが、回答割合の最も高い「新規利用者を受け入れる余裕がなかった」という声は事業者から常々上がっているものでございます。

また、国の指針でも事業者への支援などが謳われており、事業者支援の形は多岐にわたるとは思いますが、市の計画といたしまして、現在実施しております、地域自立支援協議会、又はそれに紐づいている専門部会などで事業者と情報連携を図りながら、従業員の人員確保等の方策等も含めて検討しているところでございます。

会　長：　その他、御意見等はありますか。

委　員：　御説明の中で、現状精神障害の方の割合が増えているというお話がございましたが、私の事業所では精神障害の方が主に利用されており、ここ最近は、以前に比べて医師の診断も含めて複雑なケースが増えてきており、事業所に来ることができても、職員と半日話していたら終わってしまうような方もいます。

職員１人に対して一定の割合で利用者さんを充てて人員配置をしていますが、職員がマンツーマンで対応するケースが増えていくと事業所全体に響いてきて、他の利用者さんに対するサービスの提供が薄くなってしまう事態も増えてきています。だからといってそういうケースの方の利用をお断りするということはできませんが、職員の人員を増やしたり、ケースに応じたスキルの高い職員を配置するというのは、なかなか難しい現状があります。

精神障害の方には、職員の言葉１つ１つを重く受け止め、１ヶ月ずっと気になって落ち込んでしまうような方も多くいて、職員は言葉遣い１つをとっても職員内で情報を都度共有し、注意して対応しています。

精神障害の方が増えてきて、複雑なケースが増えてきているというのを皆様に御承知いただきたいと思います。

以上です。

会　長：　その他、御意見等はありますか。

特にないようですので、この議題については以上とします。

（２）　福生市高齢者福祉計画・福生市介護保険事業計画（第 10 期）の素案について

会　長：　議題（２）について、事務局より説明をお願いします。

事務局：　それでは、福生市高齢者福祉計画・福生市介護保険事業計画（第 10 期）の素案について、御説明いたします。

資料１につきまして、当日の配布となりましたことをお詫び申し上げます。

本日は限られた時間でございますので、第 10 期計画の構成と第９期との変更点等につきまして、かいつまんで御説明いたします。

また本計画の素案におきまして、現段階でお示しができないサービス量や保険料、指標と目標など数値的な部分等については、資料の中で「検討中」と表記させていただいて

おりますことを御了承いただければと存じます。

なお、本日説明させていただきました後に、内容につきまして、追加で、御意見、御要望、御質問などがあれば10月２日までに事務局まで御連絡を頂ければ幸いでございます。

それでは資料１を御覧ください。

本素案につきましては、５月28日に実施した第１回地域福祉推進委員会でお諮りした「策定のポイント」と８月４日に実施した第３回同委員会にてお諮りした「骨子案」を基に作成しております。

表紙から２枚おめくりいただき、目次を御覧ください。

計画の構成について御説明いたします。

第１部を総論といたしまして、第１章では、計画策定の背景と趣旨について記載しております。本計画は、福生市総合計画（第５期）を上位計画とし、計画期間は令和９年度から11年度の３年間となります。

第２章では、福生市の高齢者を取り巻く現状について、高齢者人口の推移、要介護・要支援認定者の状況、令和７年度に実施した高齢者生活実態調査の結果について、主なものを記載しております。

第３章は、計画の基本的な考え方について、国の基本指針、第９期計画における市の課題等を踏まえた、第10期計画の基本理念・基本方針等を記載しております。

続きまして、第２部が高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画の内容となります。第１章では前回委員会で御承認いただいた骨子案を基に作成した「施策の体系」、第２章「高齢者福祉計画」では基本方針に基づいた施策の方向性ごとに内容を記載しております。第３章「介護保険事業計画」では、これまでの介護サービスの利用状況、今後の見込み等を記載し、第10期の介護保険料を設定します。ただし、現時点では保険料について集計作業中のため、調整中の表記が多くなっております。

第４章は計画の総合的な推進体制と進行管理について記載します。

右ページの第３部は、資料編として、用語集や本委員会の諮問書や答申書の写しを掲載予定でございます。

以上が計画の全体の構成でございます。

次に、第９期との変更点について御説明いたします。

恐れ入りますが、３ページをお願いいたします。２「高齢者福祉を取り巻く国の動向」でございます。ここでは第10期計画策定に大きな影響のある法律の施行及び改正について、主なポイントを説明させていただいております。

（１）が認知症基本法でございます。

現行計画の第９期の計画におきましても、基本方針Ⅲで　認知症について取り上げており、令和５年６月に「認知症基本法」が成立し、その基本理念の説明と認知症に関する各施策について説明させていただいておりますが、第10期計画でも計画中における主要な位置付けとなる法律でございますので、その説明と、それに基づく主な施策について、掲載しております。

４ページをお願いいたします。（２）社会福祉法等の一部を改正する法律でございます。

こちらは令和９年４月に施行予定の社会福祉法等の一部改正では、介護保険法や老人

福証法などの関係法令についても見直しが行われ、高齢者施策や介護保険分野での主な改正内容について４ページから５ページに記載をしております。

恐れ入りますが、８ページを御覧ください。このページは本計画と SDGs との関係についてのページとなりますが、福生市総合計画第５期、第７期福生市地域福祉計画に合わせて、第 10 期計画より、関連する目標のアイコンを各論の個別ページに掲載する形にしております。

13 ページを御覧ください。本ページは、「日常生活圏域と地域包括支援センター」についてのページでございます。福生市の面積の狭さから、現行計画までは市全体を１圏域と設定しておりましたが、第 10 期からは３つの圏域で実施をいたします。

理由といたしましては、日常生活圏域が概ね中学校区程とされていること、また、高齢福祉分野から始まった、「日常生活圏域」「地域包括ケア」という枠組が、重層的支援体制整備事業や、子育て世代、障害者などの分野に広がっていることから「日常生活圏域」を標準モデルの規模に合わせていくためでございます。

18 ページを御覧ください。前回の骨子案で、「国の方針」にも記載がございましたが、「介護人材確保」と「職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等」ということで、第 10 期計画ではサービス提供体制の確保も課題とされておりますので、福生市におきましても、令和７年度に訪問系事業者、施設通所系事業者、居宅介護事業者、計 65 件の事業所に対して、介護人材実態調査を初めて実施いたしまして、有効回収率は 81.5％でございました。

詳細につきましては 29 ページからに結果の記載があります。

それでは介護人材実態調査の結果について、かいつまんで報告いたします。

30 ページを御確認ください。介護人材の確保について、「募集しても応募がない」、「良質な人材が集まらない」、「応募があっても、待遇等の条件が合わない」などの回答が多く、居宅介護事業所の回答率が特に高い傾向がございました。

33 ページを御確認ください。事業所に対する運営上の課題につきまして、上段が訪問系事業所、施設、通所系事業所、下段が居宅介護支援事業所に対して伺った調査では、いずれの種別の事業所も「人材の確保が難しい」、「書類作成が煩雑である」に回答した事業所が共通して高い割合を示しております。

34 ページをお願いします。第３章「計画の基本的な考え方」本計画のポイントでございます。

前回の第３回地域福祉推進委員会で、骨子案として「国の方針」について説明させていただきましたが、骨子にございました 10 期計画の基本指針についてこちらに掲載をしております。

「2040 年を見据えたサービス提供体制の検討」や、35 ページ下段に記載のある「介護人材の確保と介護現場の生産性向上」など国の方針について、掲載をしております。

36 ページをお願いします。令和７年度に実施した高齢者生活実態調査等の結果を踏まえ、福生市における課題を掲載しております。

いずれも実態調査から顕在化した内容を課題として記載しておりますが、社会参加や介護予防、また、複雑複合化する生活課題に対応する支援体制の確保や認知症のある方に

対する支援などこれらの、36 ページから 38 ページに記載のある６項目について、これらの課題を重視して施策を推進してまいります。

続いて、40 ページを御覧ください。本ページは、「計画の基本理念・基本方針」についてのページでございます。

第９期計画までは、基本理念・基本方針を達成するための、市で実施する個別の事業についてのみ、事業指標を定めておりましたが、第 10 期より、計画の一貫性を持たせるために基本理念・基本方針にも、指標を定めることにいたしました。

40 ページの基本理念、41 ページの４つの基本方針にそれぞれに定めてございます。なお、本指標は単年での評価ではなく、計画期内での指標となりますことから、指標につきましては、３年に一度実施する高齢者生活実態調査の質問項目より選定いたしました。

続いて 45 ページからの「第２部の高齢者福祉計画・介護保険事業計画」でございます。

おめくりいただいて、次の 46 ページが、先ほど目次のところで御説明した第１章「施策の体系」でございます。

右側の 47 ページに掲載している事業につきましては、今後、各論に合わせて修正する可能性がありますことから、暫定的な施策の配置となっております。

おめくりいただいて、48 ページからは、「高齢者福祉計画」における施策の方向性それぞれの説明を掲載しております。施策の体系に掲載している９つの施策の方向性ごとに、見開きで現状と課題、施策の方向、指標と目標、主な施策、関連事業を記載しております。第９期までは、介護福祉課が実施する事業と、市の他部署が実施する関連の高齢者事業をひとまとめで掲載しておりましたが、第 10 期より、介護福祉課が主導で行う事業を「主な施策」、他部署が実施する高齢者に関わる事業を「関連事業」という表記にいたしました。

これは、関連事業で掲載している他部署の事業は、それぞれの部署で策定する計画に基づいて事業を実施していることから、主体的に実施している事業と整理して記載をいたしました。

続いて、59 ページを御覧ください。下段にコラムを入れております。余白部分や説明文書よりも写真の方が伝わりやすいものを適宜、挿入していく予定です。

こちらの各論につきましては、すべて御説明すると長時間になりますことから、お時間があるときに御一読いただければと思います。なお、施策の方向性における指標と目標については、現時点で令和８年度の上半期が終了していないことから、より実数値に近い目標値を設定いたしたく、検討中の表記としております。

少し飛んで 70 ページを御覧ください。本ページからは「介護保険事業計画」でございます。こちらには、第 10 期の介護保険料を設定するための、介護サービスの利用状況や介護サービスの利用見込み等の展開について記載をしてまいります。現在、利用実績等については、「見える化システム」にて集計作業中でございます。また、最終的な保険料の確定につきましては、今後年末から年明けにかけて国から提示される資料に基づいて、決定していく予定でございます。

説明は以上でございます。

会　長：　御意見等はありますか。

委　員：　１点目、意見ですが、57 ページの「在宅生活支援の充実」に関して、主な施策に⑥「訪問理美容サービス事業」がございますが、とてもありがたい制度だと感じております。

シャンプー等は毎日使う消耗品ですし、最近は値段も高くなってきているので、御本人や御家族の経済的な負担が増えており、また、高齢者夫婦の世帯や、介護をしている御家族も高齢なケースでは買い物に行くこと自体が大きな負担のため、自宅に届けてもらえるという点も含めて、この制度は在宅生活を支える上で非常に効果的で、助かっておりますので、今後も続けていただきたいと思っております。

ただその一方で、おむつについては、「この形でないと合わない」という方もいますので、複数のメーカーを用意して選択できるようになるとさらに使いやすくなると感じております。

次に２点目、質問ですが、介護保険はがんに限らず、特定疾病の対象になれば利用ができますが、介護保険の対象にならない 20 代から 30 代の方であっても末期がんと診断され、車椅子や自宅での福祉用ベッド等が必要な方はいらっしゃいます。

年齢が若く末期がん等になった方は特定疾病の対象にならないため、高齢の方のように助成制度を利用できず、自費で高額な福祉用具を利用している実情があり、経済的な負担がかなり大きいです。

若く病気になってしまっても、自宅での療養を望んだ時にそれをサポートできる制度があると良いと思っておりますし、介護保険の対象にならない 40 歳未満の患者さんに対して在宅サービスの費用を助成している自治体も都内にあると伺っておりますが、福生市でもそういった助成制度の整備を考えていたりするのでしょうか。

最後に１点、質問ですが、112 ページに記載のある、「登録施設介護支援」とは、具体的にどういうものなのか教えていただきたいです。

事務局：　まず質問の１点目について、若年層のがん患者への在宅介護サービスについては、数は少なくともニーズがあるということは承知しておりますが、正直に申し上げますと、現状用意ができておりません。

国や東京都の制度の進め方を参考に、福生市として少しずつがん患者に対する支援は進めており、例えばウィッグの助成について申し上げますと、福生市は都内でもいち早く制度を導入しています。

ただ、対象となる方の範囲を広げることや、助成の種類を増やすことについては、ニーズを捉えつつ、今後どういった支援ができるか、少しずつ検討している段階でございます。

40 代未満の、介護保険の対象とならない若年層のがん患者、あるいは対象にならない疾病の患者に対する支援については、我々も課題と捉えております。

次に質問の２点目、登録介護支援についてですが、社会福祉法の一部を改正する法律の中で、有料老人ホームの制度の見直しがございました。

ケアプランの作成とそれに付随するサービス訪問介護の提供等によって、グループで囲い込んで行うような形の居宅支援が形骸化してしまっている現状を国が問題視し、中重度の要介護者等を対象とする一部の有料老人ホームで登録制を導入することで、運営、人員基準、業者法等に関する規制を整備し、居宅支援事業所の独立性を担保、また、公平性

を確保しようとするサービスとなっております。

会　長：　その他、御意見等はありますか。

委　員：　１点、総括的な意見になりますが、４ページ、社会福祉法等の一部を改正する法律の主な改正内容に①「頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実」というのがありますが、福生市においても、様々な問題を抱えて暮らしている高齢者の方がかなりいる中で、支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、地域包括支援センター等による相談支援対応や関係者間の連携を推進していくにあたり、福生市の中でそういった支援を行っている事業所がどれくらいあり、どのように支援を行っているのか調査し、基礎資料として作成していただきたいと思っております。

例えば成年後見のことを挙げますと、社会福祉士などが成年後見を専門として活動したいと思ったら、パートナーの事業者に登録し、家庭裁判所の認定を受けて活動し、その後、後見報酬を請求するのですが、実際に活動するにあたり、社会福祉協議会等とどのように連携していたのか等、我々は全く把握ができていません。

そういった、実際の活動の中で必要な関係機関とどのように連携しているかという情報は、問題を抱えた単身高齢者は増加の傾向にある中で、今後絶対に必要になってくると考えておりますので、何とぞ、よろしくお願いいたします。

事務局：　今お話にありましたとおり、単独の高齢者世帯というのは昨今非常に増えており、日常生活支援、金銭管理、死後事務、また、施設への入所手続等、今後は関係機関を通じ、様々な支援を行っていかなくてはならないと考えております。

その中で、現在、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業について、NPO 法人等の、公的機関に近い民間事業者が第二種社会福祉事業として参入できるということが、今回の社会福祉法等の一部改正で今後変わってくる点となります。

日常生活自立支援事業について、法改正以前より独自に実施している区部の動きや今後の民間参入の動き等を踏まえて、福生市においてもどういったことができるか、検討・議論をしてまいりたいと思っております。

会　長：　その他、御意見等はありますか。

特にないようですので、この議題については以上とします。事務局にお返しします。

４　その他

（１）　令和８年度第３回福生市地域福祉推進委員会会議要録について

事務局：　事前資料２の「令和８年度第３回福生市地域福祉推進委員会会議要録」を御確認ください。こちらは前回の８月４日（火）に開催しました、第３回福生市地域福祉推進委員会の会議要録です。

おおむね 10 月５日頃に福生市ホームページにおいての公開を予定していますので、お気づきの点等ありましたら、後日でも構いませんので御意見をお寄せいただければと思います。よろしくお願いします。

（２）　令和８年度第５回福生市地域福祉推進委員会の開催について

事務局：　第５回福生市地域福祉推進委員会は、令和８年 10 月 27 日（火）午後１時 30 分から、

会場はこちら、もくせい会館３階 301・302 会議室を予定しています。皆様の机上に通知を御用意いたしましたので、御確認いただければと思います。よろしくお願いします。

5　閉会

事務局：　以上で終了します。ありがとうございました。

（午後２時 40 分　閉会）